

1 国の「医療計画作成指針」等について

愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の中間見直しについては、2025 年度第 1 回愛知県医療審議会（2026 年 3 月 30 日開催）において、中間見直しの方針及び医療計画作成要領を決定し、今後提示される予定の「医療計画作成指針」等を踏まえて作業を進めることとした。（参考資料 4 及び 5 参照）

2026 年 6 月 10 日付けで、「医療計画作成指針」の一部改正（厚生労働省医政局長通知）及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正（厚生労働省医政局地域保健医療計画課長通知）が行われたため、これらを踏まえ、2024 年 3 月に公示した医療計画（計画期間：2024 年度から 2029 年度まで）の中間見直しを行う。

<「医療計画作成指針」等の主な改正内容>

○ 在宅医療の体制の構築に係る指針の改正

・ 在宅医療の圏域の設定

施策の実効性を確保する観点から施策の立案の前提となる圏域を設定

・ 災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備

発災後においても可能な限り継続して在宅医療を提供できる体制の整備を進めることや継続した在宅医療の提供が困難な場合に必要となる対応を予め検討

2 中間見直しのポイント

（１）時点の修正

各項目の時点修正を行う。

（２）「愛知県医師確保計画」及び「愛知県外来医療計画」について

医療計画の記載事項の一部として策定している「愛知県医師確保計画」及び「愛知県外来医療計画」については、いずれも計画期間が 3 年間（2024 年度から 2026 年度まで）のため、改定を行う（「愛知県医師確保計画」は詳細な内容を別冊に記載）。

（３）政策的に関連が深い他の計画との一体的策定

「人材確保支援計画」及び「愛知県薬剤師確保計画」を医療計画に統合する。

「人材確保支援計画」は第 3 部第 6 章「へき地保健医療対策」に、「愛知県薬剤師確保計画」については、第 3 部第 10 章「保健医療従事者の確保対策」の「3 薬剤師」に記載する。

（４）他計画との整合性の確保等【一部試案で検討】

「医療計画作成指針」等に基づき、今年度改定する「愛知県高齢者健康福祉計画」等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き 5 疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）、6 事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療・新興感染症発生・まん延時における医療）及び在宅医療等の取組を推進する。

（５）基準病床数の見直し【試案（結核病床のみ最終案）で検討】

各病床種別（療養病床及び一般病床・精神病床・結核病床・感染症病床）の基準病床数について、時点修正を行う。（今後、国から基準病床数の算定に関する通知（療養病床から生じる介護施設・在宅医療等の追加的需要等）が発出された場合は、当該通知に基づき算定を行う。）

（６）地域医療構想の推進について【試案で検討】

- 現行地域医療構想は医療計画の記載事項の一部として策定され、2025 年を目途に病床の機能の分化と連携の取組を進めてきたが、2025 年 12 月に医療法が改正され、都道府県は 2028 年度末までに医療計画の上位概念としての「新たな地域医療構想」を策定することとされた。
- 医療計画の中間見直しにおける第 3 章「地域医療構想の推進」の取扱いについては、新たな地域医療構想の策定状況を踏まえて検討する。

3 今後のスケジュール

	県全体	圏域
2026 年 7 月	医療体制部会 （素案決定）	
8 月		・ 策定部会 ・ 圏域会議 （圏域項目 試案(案)作成）
9 月	関連会議等で検討	試案(案)の提出：9 月 18 日
10 月		医療体制部会 （試案決定）
11 月		医療審議会 （原案の決定）
12 月		
2027 年 1 月	市町村、関係団体へ意見照会・ パブリックコメント	・ 策定部会 ・ 圏域会議 （圏域項目 修正案作成）
2 月		修正案の提出：2 月 15 日
		医療体制部会 （修正案→最終案）
3 月		医療審議会 （答申）